

3月号(最終回) 世田谷の地域行政制度

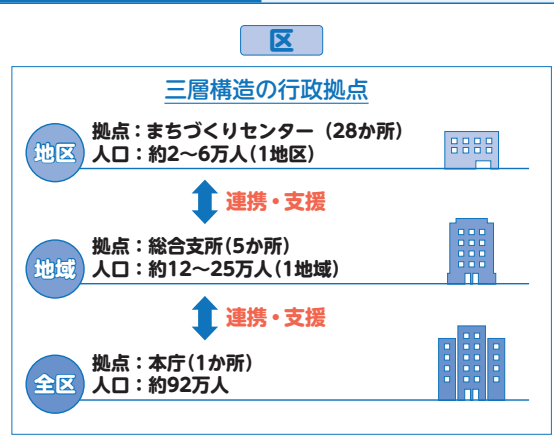
区では、本庁のほかに5つの地域に「総合支所」、28の地区に「まちづくりセンター」を設置しています。この三層構造の行政拠点により、区民の皆さんに身近な行政を行う仕組みを「地域行政制度」と呼んでいます。

4年10月には、世田谷区地域行政推進条例の制定及び世田谷区地域行政推進計画の策定をしました。区政運営の基盤である地域行政制度を改革し、身近なところでの窓口サービスや区民活動への支援の充実などの様々な取組みを進めていきます。

条例・計画の内容は、
区のホームページからご覧いただけます▶



地域行政制度



地域行政の目的

- 地域住民に密着した総合的サービスの展開
- 地域の実態に即したまちづくりの展開
- 区政への区民参加の促進